

日韓ナショナリズムと自治体間関係：日本側アンケート調査を手掛かりとして

平井，一臣
鹿児島大学法文学部：教授

土居，勲嗣
九州大学大学院法学研究院：専門研究員

出水，薫
九州大学大学院法学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1440780>

出版情報：政治研究. 60, pp.73-95, 2013-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

日韓ナシヨナリズムと自治体間関係

——日本側アンケート調査を手掛かりとして——

平井一臣・土肥勲嗣・出水薫

はじめに

- 一 日韓自治体間交流の歩み
 - (一) 停滞期—日韓基本条約締結から民主化まで
 - (二) 拡大定着期—民主化と冷戦の崩壊
 - (三) 急増期—韓流ブームとサッカーワールドカップ日韓共催
 - 二 日韓ナシヨナリズムと自治体間関係の変容
 - (一) 歴史問題の政治問題化—一九八二年の歴史教科書問題
 - (二) 従軍慰安婦問題と自治体間交流
 - (三) 二〇〇一年の歴史教科書問題
 - 三 日本側アンケート調査にみる日韓自治体間関係
 - (一) 調査結果の概要
 - (二) 若干の考察
- おわりに

はじめに

本稿では、日韓両国の国家間関係が急速に緊密化するなかで生じる軋みや捻れの問題を、国家以外のアクターの観点から、とくに日韓双方の地方自治体の関係に焦点を当てて考察する。このような問題設定を行うのは、以下のような理由による。

第一に、これまでにも日韓関係に関する研究の蓄積がなされてきたが、主として国家間の外交関係に焦点が当てられてきたように思われる。⁽¹⁾ グローバル化する現代の国際関係においては、国家以外の様々なアクターを視野に入れて考察する必要がある、日韓関係も例外ではない。⁽²⁾

第二に、国家間の様々な問題を解決するためには、国家間の外交レベルでの努力も必要ではあるが、現在の日韓両国のようにそれなりに市民社会が発展した国家間関係においては、市民社会間の関係のあり方も大きな意味を有している。したがって、市民社会間の関係の緊密化と相互理解が、国家間関係の緊張を緩和する役割を果たすことも期待されるのではないだろうか。⁽³⁾

もちろん、国家以外のアクターが国家間関係に一定の影響を及ぼすということは、常にプラスの価値を生み出すわけではない。国家間の緊張関係が、国家以外の市民社会に急速に浸透するなかで草の根レベルの排他的なナショナリズムを生み出すこともありうる。近年の日本における「嫌韓流」の流布などが、その一例と言えるだろう。

その意味で、市民社会の動向は、両義的なものであり、国家間の緊張を緩和する役割を果たす可能性を有する一方で、時には国家間のナショナリスティックな緊張関係をさらに周辺から高める役割を果たす可能性を有している。

第三の理由は、この点に関わる。本稿が、国家以外のアクターとして地方自治体を取り上げるのは、市民社会が有するこうした二面性に留意するからに他ならない。なぜならば、地方自治体の場合、一方で国家からは相対的に自立して、地域住民を代表する団体、すなわち地域レベルでの市民社会の意識や動向を反映する団体として行動するという性格を有している。と同時に、地方自治体のもう一つの顔は、中央政府と緊密な関係をもつ地方政府という性格を持っている。

地方自治体は、市民社会に存在する様々なアクターのなかで、もつとも中央政府の影響を受けやすいアクターでもある。このようなことから、国家間の緊張関係と市民社会レベルの相互関係の双方を視野に入れるうえで、地方自治体は適当な対象ではないかと思われる。

以上のような課題設定に基づき、本稿では、まず日韓の自治体間交流のこれまでの推移と現状の概要を整理しておくことにしよう。⁽⁵⁾次に、一九八〇年代から二〇〇一年までにおいて日韓関係に緊張をもたらしたと考えられる三つの事例に着目する。一つ目は一九八二年の歴史教科書問題、二つ目は一九九二年から九三年にかけて生じた従軍慰安婦問題、三つ目は二〇〇一年に生じた歴史教科書問題である。これらの事例がそれぞれ日韓双方の自治体の行動にどのような影響を与えたのか、あるいは与えなかったのかを明らかにしたい。この作業を通して、日韓ナショナリズムをめぐる問題が自治体間交流に大きな影響を与えるようになった転換期を確定させることができるであろう。そのうえで、最後に、二〇〇〇年代の日韓ナショナリズムの問題が自治体間交流に与えた影響の内実を考察する。韓国と姉妹都市提携を結んでいる日本の自治体を対象に実施したアンケート調査を手掛かりに、二〇〇五年の竹島／独島問題、二〇〇八年の教科書問題が自治体間関係に与えた影響を考察したい。

一 日韓自治体間交流の歩み

(一) 停滞期—日韓基本条約締結から民主化まで

日韓の自治体で最も早い時期に交流を開始したのは、山口県萩市と蔚山市である。交流協定が結ばれたのは一九六八年一〇月であるが、萩市から蔚山市に対して最初に交流の申し入れがなされたのは一九六三年であった。すなわち、一九六五年の日韓基本条約成立以前から、両市の間での交流の模索が始まっていたのである。

なぜ萩市と蔚山市は極めて早い段階から交流を開始したのだろうか。主たる理由は、地理的に両市の距離が非常に近く、また、両市共に当時は水産業が盛んであり、漁場をめぐる問題をかかえていたからである。漁業者の不安に対応す

る手段の一つとして、蔚山市との交流が考えられたという。今日の蔚山市は、現代をはじめとする韓国を代表する大企業の工業都市として発展しているが、萩市が協定を締結した当時は人口一〇万人に満たない中規模の都市であった。そのため、水産業と言う共通の産業のみならず、規模的にも類似の自治体同士の交流という性格も有していた。しかし、一九六〇年代に韓国の都市と姉妹都市交流を結んだのは萩市と蔚山市だけであり、日韓間の自治体間交流は極めて低調だったことがわかる。

一九七〇年代に入ると、徐々に韓国との姉妹都市交流は増えてくる。一九七〇年に奈良市と慶州市、七三年に狭山市と統営市、七四年に寒河江市と安東市、七五年に七尾市と金泉市、七六年に下関市と釜山広域市、七七年に小浜市と慶州市、七八年に太宰府市と扶餘郡扶餘邑、七九年に福山市と浦項市、というように大体一年に一つのペースで姉妹都市締結がなされていくようになった。とはいえ、七〇年代の姉妹都市締結のなかに占める韓国の比重は小さいままであった。一九七二年の日中国交回復を契機に、日中間の自治体間交流が盛んになったことと比較すると、一九六五年の日韓基本条約の締結は、日韓間の自治体間交流を促進させる契機にはならなかったことである。すなわち、日中国交回復の年からの一〇年間（七二年～八一年）の間に日中間では三一件の姉妹都市交流が締結されたのに対して、日韓基本条約締結後の一〇年間（六五年～七四年）の間に日韓間で締結された姉妹都市交流はわずか四件にすぎないのである。

さて、九州・山口地区のなかで、萩市に次いで韓国の自治体との交流を開始したのは、同じ山口県内の自治体である下関市であった。下関市は、戦前の関釜連絡船に象徴されるように、植民地期における日本と韓国人、モノの流れの結節点の一つであった。そうした歴史的背景もあり、一九七六年に釜山市と交流協定を締結した。ただし、下関市以外であっても、九州・山口地区には地理的に韓国と近接し、歴史的にも様々な交流があった自治体は少なくない。このような九州・山口地区にあっても自治体間の姉妹都市交流はなかなか進まなかったと指摘することができるだろう。

(二) 拡大定着期―民主化と冷戦の崩壊

日韓間の姉妹都市交流は八〇年代に入っても遅々として進まなかった。八七年の民主化への移行以前に締結された日

韓間の姉妹都市締結は以下の通りである。

- 敦賀市－東海市（二九八一年）
- 玉野市－統營市（二九八一年）
- 唐津市－麗水市（二九八二年）
- 秩父市－江陵市（二九八三年）
- 黒石市－永川市（二九八四年）
- 別府市－木浦市（二九八四年）
- 北見市－晋州市（二九八五年）
- 対馬市－釜山広域市影島区（二九八六年）

七〇年代に比べると若干増加傾向にあるものの、依然として低調だったと言つてよいだろう。九州・山口地区で見ると、名護屋城の所在地である唐津市や朝鮮通信使の歴史のなかで重要な位置を占めた対馬の厳原町（現対馬市）がこの時期に姉妹都市締結を行つており、歴史面での日韓関係の問題が次第に姉妹都市締結の促進要因になってきたことを示唆していると言えよう。

以上のような日韓姉妹都市締結の低調さにピリオドを打ち、後の姉妹都市締結ラッシュの契機となったのが、韓国の民主体制への移行であった。すなわち、六〇年代から七〇年代末までの朴正熙政権から八〇年の光州事件を経て成立した全斗煥政権まで、韓国では長らく軍部が強力な影響力を有する権威主義体制が続いた。八七年の六月抗争は、こうした韓国の権威主義体制を民衆パワーによつて民主体制へと移行させた出来事であった。さらにその翌年のソウル・オリンピック開催や九〇年代の冷戦の崩壊とも連動した韓国外交の新展開（中国やソ連との国交樹立）により、日韓関係もまた急激に変化した。そして、日韓の自治体間交流も急速に拡大することとなった。

すなわち、八七年の民主化以降九〇年代にかけての日韓間の姉妹都市締結の件数の推移を辿つてみると、八七年（二件）、八八年（二件）、八九年（三件）、九〇年（三件）、九一年（八件）、九二年（三件）、九三年（三件）、九四年（二件）、

九五年（二件）、九六年（五件）、九七年（四件）、九八年（四件）、九九年（三件）というように、八八年を除いて毎年複数件の締結が行われるようになった。この時期に日韓の自治体間交流は確実に拡大するとともに、交流活動が定着していく時期であったと言えるだろう。

（三）急増期―韓流ブームとサッカーワールドカップ日韓共催

二〇〇〇年代に入ると、九〇年代までの拡大と定着の時期を受けて、自治体間交流が急増する出来事がおきた。一つは韓流ブームであり、もう一つは二〇〇二年のサッカーワールドカップ日韓共催である。日本における韓流ブームのきっかけは、ドラマ「冬のソナタ」の放映、とりわけ主演男優であったペ・ヨンジュン人気の爆発（「ヨン様ブーム」）にあった。NHKが同ドラマを放映したのは、ワールドカップ開催の翌年にあたる二〇〇三年四月から九月のことであった。この二つの出来事は、日韓両国における人の流れを一気に大衆化することに寄与した。同時にまた、ワールドカップは若者層、韓流ブームは女性層と言う、従来韓国に対してさほど関心を有していなかった層に多大な影響を与えることになった。

二〇〇〇年代の日韓の姉妹都市締結数の推移は以下の通りである。

二〇〇〇年（二件）、二〇〇一年（二件）、二〇〇二年（七件）、二〇〇三年（七件）、二〇〇四年（一件）、二〇〇五年（五件）、二〇〇六年（四件）、二〇〇七年（五件）、二〇〇八年（二件）、二〇〇九年（五件）、二〇一〇年（五件）

このように、二〇〇〇年代に入り、とくにサッカーワールドカップの共催と韓流ブームにより、日韓の自治体間交流は一挙に拡大することになった。⁶⁾

以上のように推移してきた日韓間の自治体間交流であるが、日韓両国の自治体数を考えると、今後の締結数はそれほど急激に増えることはないだろう。むしろ、この間締結された姉妹都市締結を出発点にして、どのような実質的な交流を積み上げることができるのかどうか問われていると言つてよいだろう。

また、日韓双方ともに、これまでのバイラティナルな自治体間交流から、マルチラティナルな自治体間交流へと切り

替わりつつある。⁽⁷⁾ 中国の成長や、昨今の東アジア共同体論議などを勘案すると、こうした傾向はますます強くなるにちがいない。東アジアの政治・経済・社会全体の動きの中で、日韓双方の自治体間交流を位置づける作業も今後は不可欠となるだろう。

二 日韓ナショナリズムと自治体間関係の変容

次に、日本と韓国という国家間関係が、両国の自治体間関係にどのような影響を及ぼすのかをみていく。一九八〇年から二〇〇一年までの間に日韓関係に緊張をもたらした様々な問題のうちの以下の三つの事例に焦点を当てる。一つ目は一九八二年の歴史教科書問題、二つ目は一九九二年から九三年にかけて生じた従軍慰安婦問題、三つ目は二〇〇一年に生じた歴史教科書問題である。これら三つの事例がそれぞれ日韓双方の自治体の行動にどのような影響を与えたのか、あるいは与えなかったのかを明らかにしたい。もちろん、これら三つの事例以外にも、日韓間では様々な問題が生じているが、それらの問題は、本稿の分析を進めるうえで必要な限りにおいて取り上げることにした。

日韓双方の自治体は、日韓間のナショナリズムが先鋭化する事態が発生するなかで一体どのような行動を選択したのだろうか。⁽⁸⁾ そしてその行動の背景にはどのような事情が存在したのだろうか。三つの事例を分析の対象とすることにより、日韓双方の変化、あるいは日韓関係それ自体の変化の軌跡をたどることができるのではないだろうか。

(一) 歴史問題の政治問題化―一九八二年の歴史教科書問題⁽⁹⁾

日韓の間で最初に歴史教科書問題が政治問題ないしは外交問題として浮上したのは一九八二年夏のことであった。同年六月二六日付けの『朝日新聞』が、第一面で「教科書さらに『戦前』復権へ」という見出しを掲げてこの問題を大きく取り上げ、歴史教科書の記述のうち「侵略」を「進出」と書き換えるなどの検定意見が出されたと報じた。⁽¹⁰⁾ 七月に入り中国、韓国からの強い批判がなされ、さらに批判の声は他のアジア諸国にまで波及し、日本の歴史認識がアジア各国

で問われるという事態にまで至った。結局、八月二六日に、官房長官談話が発表され、近隣諸国の声に配慮することが示され、事態は収束の方向へ向かっていった。

さて、八二年に歴史教科書問題が発生した時期、日韓の自治体間関係はどのようなものだったのだろうか。まず、この時期までの日韓の自治体間交流の状況について、姉妹都市関係を結んでいた都市の数を確認しておこう。⁽¹⁾

日韓の自治体間での最初の姉妹都市提携は、先述のとおり、山口県萩市と韓国の蔚山市であった。六〇年代に姉妹都市締結を行ったのはこの一件だけであり、七〇年代の姉妹都市締結件数は一〇件、八〇年代に入り教科書問題が発生する八二年七月までに締結されたのは、四件である。八二年までの総計が一五件である。このことから明らかのように、一九八二年の教科書問題発生に至るまでの日韓の自治体間交流は極めて低調であった。六五年に日韓基本条約が締結されたにも関わらず、活発な自治体間交流がなされる状況には程遠かった。

このように自治体間交流が低調であったのは、何故なのだろうか。その理由を考えてみたい。

第一に、一九六五年の日韓基本条約の影響が考えられる。周知のように同条約は、日韓両国において、必ずしも十分な支持を得て成立したのではなく、むしろ世論の反対を押し切る形で政府間の妥協によって成立した。そのため、日韓関係はごく限られたチャンネルを通じたものとなってしまった。

次に、韓国の政治体制の問題を指摘することができるだろう。八〇年代前半までの韓国は、権威主義体制が続いており、地方自治も凍結され中央の強いコントロールの下に置かれていた。

第一、第二の問題と関連するが、文化交流の厳しい制約という問題も自治体間交流を阻む大きな原因であったと考えられる。すなわち、当時の韓国において日本文化は基本的に容認されていなかった。と同時に、日本においても韓国に關する文化面での関心は必ずしも高くなかった。

以上のように、一九八二年の教科書問題発生時において、日韓間の自治体間交流は極めて低調であった。したがって、国家間の緊張の高まりが、大規模な形で自治体間交流に影響を与えることもなかったのである。

(二) 従軍慰安婦問題と自治体間交流

従軍慰安婦問題が社会的に大きな注目を浴びたのは、一九九一年八月に韓国の元従軍慰安婦が名乗り出て、同年一二月、日本政府を相手に訴訟を起こしたことを契機とする。九二年一月一六日に訪韓した宮沢首相は、首脳会談や韓国国会で謝罪を行った。翌年八月四日、日本政府は「慰安婦問題に関する第二次調査報告結果」を発表し、合わせて河野官房長官が談話を発表、慰安所設置への旧日本軍の関与を認めるとともに謝罪の意思を表明した。この河野談話に対して、韓国外務省も評価する声明を発表し、以後、紆余曲折はあるものの、従軍慰安婦をめぐる日韓間の激しい対立は沈静化していった。

では、この時期までの日韓の自治体間交流はどのように進展化したのだろうか。第一次教科書問題が起った一九八二年夏以降、宮沢訪韓の一九九二年一月までの姉妹都市提携状況を見ると、八二年から九二年までの約一〇年間で三二件の姉妹都市提携が成立した。明らかに八二年までの状況とは大きく変化し、日韓間の自治体間交流が盛んになり始めたことを示している。とくに、一九八八年九月から一〇月にかけて行われたソウル・オリンピックが大きな影響を与えたと考えられる。三一件の姉妹都市提携のうち実に二一件がソウル・オリンピック開催年の八八年から九一年にかけて結ばれているのである。また、九一年三月には韓国で地方議会選挙が復活し、宮沢訪韓に際しての首脳会談において「日韓自治体交流促進会議」構想が合意されるなど、この時期は日韓の自治体間交流を本格化させるための前提条件が整備された時期と重なっていた。もちろん、八七年以降の韓国の政治体制の転換、すなわち権威主義体制から自由民主主義体制への転換が自治体間交流を拡大させるのに大きく寄与したことは言うまでもない。

しかしながら、従軍慰安婦問題をめぐって両国間の緊張が高まったものの、九〇年代初頭の自治体間交流に大きく影響を与えたということはほとんどなかったようである。むしろ、ようやく軌道に乗り始めつつあった日韓の自治体間交流について、未来志向の構想をいかにつくるのかという点に人々の関心があつたように思われる。たとえば、宮沢訪韓前後の時期に、環日本海圏構想や北部九州と朝鮮半島南部の自治体による広域的な連携の動きが始まっていることなどが、この点を示している。

(三) 二〇〇一年の歴史教科書問題

一九八二年の教科書問題以降、歴史教科書問題は『新編日本史』をめぐる波紋を投げかけたことはあったものの、八二年ほどの大問題にまでは発展しなかった。ところが、一九九六年に結成された「新しい歴史教科書をつくる会」を中心にして作られた『新しい歴史教科書』が二〇〇一年の教科書検定に合格し、教科書採択率が注目されるなか、韓国・中国から強い批判がなされた。そして、二〇〇一年の歴史教科書問題をめぐる紛糾のなかで注目されたのは、各地の自治体間交流が中止や延期になるなど、かつてないほど自治体間交流への影響が見られたということである。

自治体間交流への具体的な影響を見る前に、一九九二年の宮沢訪韓から二〇〇一年に至るまでの日韓関係の変化を、自治体間交流を中心に簡単に振り返っておこう。

まず、約一〇年間の間の姉妹都市締結であるが、ソウル・オリンピックを契機とした姉妹都市締結の増加傾向は、九〇年代を通じて維持された。九二年から二〇〇〇年までの間に締結された姉妹都市の件数は四三件であることが、そのことを示している。

また、姉妹都市のような個々の自治体間の交流ばかりでなく、複数の自治体による広域的な自治体間交流が、この時期から本格的に始まっている。たとえば、新潟市などを中心とした北東アジア経済会議の最初の開催が一九九〇年、日韓海峡沿岸市道知事交流会議は一九九二年八月に第一回会議を開催、新潟県・新潟市の財団法人環日本海経済研究所(ERINA)の設立は一九九三年である¹³⁾。

こうした自治体間交流の発展とともに、注目しなければならないのは、従来の政治・経済を中心とする交流だけでなく、この時期に至って文化面での交流が本格的に始まった、ないしは文化面での交流を促進する条件が整ったということである。すなわち、一九九八年九月に訪日した金大中大統領は、小淵恵三首相との首脳会談において「二一世紀新たな日韓パートナーシップ共同宣言」とその付属文書である「行動計画」を共同発表し、そこには過去の歴史に関する日本側の謝罪が文書の形で記載され、文化面も含めた包括的な協力関係を構築していくことも盛り込まれた。そして訪日翌月の一〇月には、それまで基本的に禁じられていた日本の大衆文化を段階的に開放すると発表したのである。

第二次歴史教科書問題は、日韓関係がかつてないほど良好で順調に進展するかに見えた時期にまさに生じたのである。しかし、同時に、それまでとは異なり、第二次歴史教科書問題をめぐる緊張は、自治体間交流に大きな影響を与えた。事業や催しの中断や延期が続出したのである。¹⁵⁾

さて、二〇〇一年の第二次教科書問題をめぐる自治体間交流に関するこうした事態は何を意味するのだろうか。

第一に指摘できるのは、一九八二年以降、日韓ナショナリズムをめぐる問題はしばしば生じてきたが、自治体間交流に大きな影響を与えたのは、二〇〇一年が最初であるということである。そして、こうした事態が生じた背景には、先に説明したように、日韓関係の多元化と自治体間交流の量的拡大があったと考えられる。

第二に、自治体間交流の中止や延期は、当初は主として韓国側自治体からの要請によるものであった。日本側自治体は、当初国家間の問題と自治体間関係を区別する考えを示し、自治体間交流への直接的な影響を回避しようという姿勢が強かったと言えよう。

しかし、その後、日本の自治体が韓国の自治体と連絡をとりながら自粛というかたちで事業の中止や延期を決定する事態が生じた。歴史教科書問題に関する韓国側世論の動向が、自治体間交流への対応を大きく左右していたと考えられる。

第三に、事業への対応を見てみると、画一的な対応であったわけではなく、対応の幅が存在していたことが伺われる。すなわち、単純に事業を中止する場合もあれば、延期の措置をとる場合もあった。また、事業内容を変更する、または事業の一部だけを実施するという場合もあった。¹⁶⁾

第四に、二〇〇一年の歴史教科書問題により、確かに自治体間交流が一定の困難に直面したことは事実であるが、事態の沈静化とともに多くの自治体間交流は再開され、影響は限定的であったことを推測することができる。

小 括

日韓関係は、様々な紆余曲折を経ながらも、関係の緊密化と多元化による発展を遂げてきた。自治体間交流もまた、

日韓間の関係の進展と歩調を合わせるように拡大を遂げてきた。ただ、これまでの自治体間交流については、次のような特徴と問題点を指摘することができるだろう。

第一に、日韓の自治体間交流は、日韓基本条約締結以後しばらくの間は低調であったが、八〇年代末以降、急速に拡大を遂げてきた。その背景には韓国の民主化、ソウル・オリンピックの開催といった八〇年代末の韓国の政治・経済の変化が存在していた。さらに、韓国における地方自治の復活や冷戦の終焉などにより、九〇年代以降今日に至るまで、日韓の自治体間交流は拡大深化を遂げている。

しかし、自治体間交流の拡大は、一方で、日韓間のナショナリズムをめぐる緊張の高まりに敏感に反応する事態を生み出すことになった。このことを端的に示しているのが、二〇〇一年の第二次歴史教科書問題であると言えるだろう。地方自治体は中央政府よりも地域住民により近い所に存在する政府である。そのため、地方自治体は日韓の市民社会の世論状況により敏感に反応せざるをえない。二〇〇一年の自治体間交流の混乱は、地方自治体がつこうとした性格を浮き彫りにしたと言ってもよいだろう。今後の自治体間交流にとつての課題の一つは、何らかの事情で日韓間のナショナリズムをめぐる軋みや衝突が起つた場合、世論状況とどのような距離をとり、自治体としてどのような行動をとるのかということなのではないだろうか。これが第二の点である。

第三に、地方自治体が世論状況に大きく左右され、それが交流事業にも影響を与えたということは事実であるが、その一方で、対応にも多様な対応があったこと、また、一時的な事業の停滞はあったものの、自治体間交流が決定的にダメージを受けたわけでもなかったということも事実である。つまり、日韓間のナショナリズムをめぐって繰り返し生じる軋みや緊張に影響を受けながらも、それまで蓄積されてきた自治体間交流による相互の信頼関係などを通して、国家間関係とは距離を置いた自治体間交流が展開されつつあるのである。

以上、日韓における国家関係が自治体間関係に与えた影響について、一九八二年の歴史教科書問題、従軍慰安婦問題、二〇〇一年の歴史教科書問題の三つの事例に焦点をあてて考察してきた。しかしながら、日韓の国家間関係が自治体間関係に影響を及ぼした事例は、二〇〇一年の歴史教科書問題で終わったわけではなかった。以下では、アンケート調査

という手法を用いながら、二〇〇五年の竹島／独島問題、二〇〇八年の教科書問題を事例に、国家間関係が自治体関係に与えた影響について考察したい。

三 日本側アンケート調査にみる日韓自治体間関係

(一) 調査結果の概要

日韓におけるナショナルリズムの高揚が自治体間関係に与えた影響について、私たちは財団法人自治体国際化協会のホームページにおいて公表されているデータ（二〇一〇年七月七日現在）に基づき、韓国の自治体と姉妹都市提携を締結している日本の自治体一二三団体（八都道府県、九〇市区、二五町村）と九州の六県（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の計一二九団体にアンケート調査を実施した。二〇一〇年七月五日にアンケート用紙を郵送し、同二七日までに八八団体からの回答が得られた（回収率七一・五%¹⁷）。以下、調査結果を概観する。

まず、「韓国の自治体との姉妹都市提携を結んだ時期」についての件数は次の通りである。

一九七〇年（二件）、一九七三年（二件）、一九七五年（二件）、一九七六年（二件）、一九七八年（二件）、一九七九年（一件）、一九八一年（二件）、一九八二年（一件）、一九八三年（二件）、一九八四年（二件）、一九八五年（二件）、一九八六年（二件）、一九八七年（二件）、一九八八年（二件）、一九八九年（二件）、一九九〇年（四件）、一九九一年（六件）、一九九二年（二件）、一九九三年（三件）、一九九四年（二件）、一九九六年（二件）、一九九七年（六件）、一九九八年（二件）、一九九九年（三件）、二〇〇〇年（二件）、二〇〇一年（一件）、二〇〇二年（四件）、二〇〇三年（五件）、二〇〇四年（三件）、二〇〇五年（四件）、二〇〇六年（三件）、二〇〇七年（五件）、二〇〇八年（一件）、二〇〇九年（四件）、二〇一〇年（一件）

一九七〇年代から二〇一〇年までほぼ毎年のように韓国の自治体との姉妹都市提携が結ばれていることがわかる。特に一九九〇年に入ってから提携する自治体は増え、さらに二〇〇〇年代になっても新たに提携する自治体が増えている。

この時期は、合併に伴い姉妹都市提携を締結した自治体もある。しかし、二〇〇〇年以降に提携した三七団体の内、一八団体は合併とは関係なく新たに提携した自治体であり、日韓の自治体間交流はけっして後退しているわけではないことがわかる。

次に、交流事業の内容（複数回答可）についてみると、チェックされた項目の多い順に「表敬訪問」（六八団体）、「イベントの開催」（五七団体）、「民間団体の交流活動への援助等」（四八団体）、「学生・研究生の受け入れまたは派遣」（四二団体）、「行政職員の交換」（三〇団体）、「行政間の不定期の会議の開催」（九団体）、「行政間の定期的な会議の開催」（四団体）となっている。自治体間の交流は、形式的、儀礼的なものだけでなく、民間の交流事業の支援まで幅広く展開されていることがわかる。

また、交流事業に対する予算額の推移については、「年々減っている」と答えた自治体（二九団体）である。逆に、「年々増加している」と答えた自治体は七団体であった。また「変化なし」と答えた自治体は二五団体であった。なお、「交流事業の内容等が当該年度によって異なるため、比較できない」という回答も少なくなかった。

本稿の問題関心に対応した設問では次のような回答が得られた。

まず、「これまでの交流事業が中止または中断になったことはありますか」の設問に全体の七二・七％にあたる六四団体が「ある」と回答した。¹⁸⁾一方、「ない」と答えたのは二三団体、「不明」は二団体であった。

次に、「交流が中止または中断された時期」についての設問では、交流事業数でいえば、多い順に二〇〇八年（三五件）、二〇〇九年（二六件）、二〇〇一年および二〇一〇年（各八件）、二〇〇五年（七件）、二〇〇七年（四件）、二〇〇二年（三件）となっている。他方、二〇〇〇年から一〇年間（二〇〇〇年、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇六年）の四年間では中止または中断された交流事業が一つも記入されていなかったことも注目に値する。

さらに、「中止または中断を申し入れたのはどちらの自治体ですか」の設問に対しては、六四団体の七〇％にあたる四五団体が「韓国側」と答えている。九団体は「日本側」、四団体は「日本側」「韓国側」両方を選択している。その他の欄に「協議」という記入もみられた。

最後に、「中止または中断となった事業についてのその後の対応」についての回答をみると、六四団体の半数にあたる三二団体が「当該年度は中止とし、次年度から再開」しており、「一定期間をおいた後に実施した」（一〇団体）を加えると交流中止・中断した自治体の六五・六％が交流を再開していることがわかった。¹⁹一方で「中止・中断のまま現在に至っている」と回答した自治体も少なくなかった（一八団体）。

なお、「自由記述」の設問では、「韓国の自治体との交流事業で、現在課題となっていることや、今後取り組んでいきたいことについて」の回答を三八団体より得られた。以下、その一部を列記する。

- ・合併前、交流事業を行っており、合併後も友好交流協定を引き継いでいるが、二〇〇五年韓国側から「交流計画を暫定的に中断する」旨の書簡を受理し、現在に至る。
- ・二〇〇五年の島根県議会「竹島の日を制定する条例」、日本の歴史教科書の記載内容などをめぐって、姉妹都市提携を結んでいた韓国側の市長および教育庁から交流事業保留の申し入れがありました。
- ・本市としては、二〇〇五年の問題から、現在（二〇一〇年七月、引用者）に至るまでの間、市民交流の継続と、自治体交流の再開を申し入れてきましたが、返答は「保留」のままでした。
- ・交流事業を行っていない。（中断理由）・竹島（韓国名・独島）の領土問題、歴史教科書記述問題等。
- ・二〇〇八年七月に教科書問題で韓国側から交流中断の申し入れがあり、現在に至る。
- ・北朝鮮との関係や竹島問題などで状況が一変し、急きよ中止されたり、延期されたりすることがある。
- ・平成二〇年七月一四日竹島について学習指導要領に記載、平成二〇年七月二二日、交流相手である韓国側の高校より、当課へ中止（延期）の電話連絡があった。
- ・エキスポ（万国博覧会、国際見本市）にブースの出展を予定していたが、新型インフルエンザの流行により同エキスポの開催が延期となり、予定していたブースの出展は見送られ、展示のみを行った。

これらの「自由記述」から二〇〇五年の竹島／独島の領土問題、二〇〇八年の歴史教科書問題によって交流事業が中止または中断されたことがわかる。一方で、新型インフルエンザの流行など他の要因で中止または中断された事例もあることがわかる。

また、財政状況を今後の課題と掲げた自治体が少なくなかったことも付け加えておきたい。たとえば、「財政状況が厳しく数年前より交流等は休止している」「当初は活発だった交流も、財政難等の理由から縮小・廃止の傾向にある」「日本側の財政難のため、姉妹都市交流は縮小傾向」「相互交流に要する財源確保」「交流予算の縮減傾向」「姉妹都市や国際交流に対する市からの補助金の削減により事業の維持が年々難しくなっている」との回答があった。これらの回答より、国家間関係とは別の要因によって、自治体間交流の実現が困難である状況も浮き彫りとなった。

(二) 若干の考察

日韓における国家間関係が自治体間関係に与えた影響について、アンケート調査結果から次のようなことが明らかになったと考えられる。

第一に、「日韓ナシヨナリズムの高揚」が「日韓の自治体間関係」に与えた影響の有無についてである。「日韓ナシヨナリズムの高揚」を歴史教科書問題、竹島／独島問題に限定し、「日韓の自治体間関係」を「韓国と姉妹提携関係にある日本の自治体が予定していた交流事業の中止または中断の有無」として捉えた場合、独立変数と従属変数の間にプラスの影響があったと判断することができる。

アンケート調査結果をみれば、これまで日韓の姉妹提携を結んでいる自治体間においてある特定の年に「交流事業の中止または中断」があることがわかる。五団体以上が「ある」と指摘した年度は、二〇〇一年（八件）、二〇〇五年（七件）、二〇〇八年（三五件）、二〇〇九年（二六件）、二〇一〇年（八件）である。

二〇〇一年は、先に見たとおり、歴史教科書問題が浮上した時期である。二〇〇五年は島根県が「竹島の日」条例を制定した年である。さらに、二〇〇八年は、文部科学省が竹島の領有問題を強調した中学校社会科の新学習指導要領を

公表し、韓国政府が強く反発した年である。二〇〇九年は新型インフルエンザの影響があったことを自由記述から確認することができる。⁽²⁰⁾

二〇〇一年の歴史教科書問題、二〇〇五年の竹島／独島問題が自治体間交流に影響を与えたことは先行研究においても指摘されているが、今回のアンケート調査結果によつて、教科書問題が浮上した二〇〇八年においても「交流事業が中止または中断する」など自治体間関係に多大な影響を与えたことを指摘することができる。

第二に、歴史教科書問題、竹島／独島問題が日韓の自治体間関係に与えた影響の程度についてである。

まず、「交流事業が中止または中断」と答えた六四団体のうち、四二団体の自治体が交流事業を再開している。この結果をみれば、歴史教科書問題、竹島／独島問題が交流事業に与えた影響は、長期化せず、限定的であった自治体が多かったことがわかる。歴史教科書問題、竹島／独島問題が争点化した翌年度の二〇〇二年度、二〇〇三年度、二〇〇六年度では、中止・中断された交流事業がひとつもなかったことから影響が限定的であった自治体が多かったことを推測することができる。⁽²¹⁾

他方、交流事業が再開されていない自治体があることも注目し値する。前述の通り、「交流事業が中止・中断された」と答えた自治体（六二団体）のうち一八団体が「中止・中断のまま」と答えている。また、二〇〇八年度の事業が中止と答えた三五団体のうち七団体が「中止・中断のまま」と答えている。歴史教科書問題、竹島／独島問題が交流事業に長期間にわたる影響を与えた、または与えているケースが少なくないことを確認できる。

以上のように歴史教科書問題および竹島／独島問題が日韓の自治体間の交流事業に与えた影響は各自治体によって程度の差があることがわかった。⁽²²⁾

おわりに

本稿は、日韓両国の国家間関係が急速に緊密化するなかで生じる軋みや捻れの問題を、国家以外のアクターの観点か

ら、とくに日韓双方の地方自治体の関係に焦点を当てて考察をおこなった。最後に本稿の考察から指摘できる点を幾つか提示しておくことにしよう。

第一に、日韓の自治体間関係は、一九六五年の日韓基本条約締結以後かなりの期間停滞していたが、一九九〇年前後から急速に関係の拡大と深化が見られたということを指摘することができる。また、この間にも国家間の様々な軋轢や緊張があったものの、基本的には友好関係が保たれており、とりわけ日韓間の人的な交流の拡大に寄与してきたと言える。

第二は、竹島／独島問題や靖国問題、教科書問題など、日韓双方のナショナリズムを刺激する出来事が発生した場合、自治体間関係にも大なり小なり影響があったということを指摘することができる。アンケート調査からうかがえることは、①交流の中止や延期等の呼びかけは韓国の自治体からなされるケースが多く、②日本側の自治体も基本的にはこれに同調するが、③交流の再開を念頭に置きながら事態の推移を見守る冷静な対応が基本であり、ただし、④自治体によって温度差や対応の違いもまた見られる、ということである。

第三に、自治体間交流のレベルは多様であるが、行政や議会のみでの儀礼的・形式的なものに終始している自治体がある一方、文化交流や経済交流などの領域でかなり踏み込んだ交流を行っている自治体も見受けられる。たとえば、長崎県の対馬市の事例をみれば、実質的な交流を行っている自治体の場合、行政以外の民間人が果たす役割が大きく、行政はそうした民間側の動きをサポートしていく役割を担っている⁽²⁵⁾。

第四に、この間の合併や自治体財政の危機によって、自治体交流の持続や拡大が困難になってきている自治体が数多くみられるということである。

第五に、交流相手先として中国や東南アジア諸国など、マルチナショナルな方向へと進んでいる自治体も少なくない⁽²⁵⁾。すなわち、日本側の自治体にとって韓国の自治体のみが交流相手ではなく、同様に、韓国の自治体にとっても日本の自治体のみが交流相手ではない。こうした傾向は今後益々強まっていくだろう。そして、このような動きが、東アジア地域における新たなネットワークの形成を促進し、いわゆる東アジア共同体の形成にどのように寄与していくのか、

今後の焦点の一つになるのではないかと考えられる。

なお、本稿は日韓ナシヨナリズムをめぐる問題が自治体間関係に与えた影響を明らかにすることが目的であったため、個別の自治体の対応については十分考察ができていない。決定的な影響を受けた自治体と影響が限定的であった自治体とは何が異なるのか、個別の事例研究が必要とされるが、今後の課題としたい。

注

- (1) たとえば、李庭植著、小此木政夫・古田博司訳『戦後日韓関係史』（中央公論社、一九八九年）、小此木政夫・張達重編『戦後日韓関係の展開』（慶應義塾大学出版会、二〇〇五年）など。
- (2) このような観点から自治体の国際政策を論じたものとしては、長洲一二・坂本義和編『自治体の国際交流―ひらかれた地方をめざして―』（学陽書房、一九八三年）、松下圭一編『自治体の国際政策』（学陽書房、一九八八年）、藪野祐三『ローカル・イニシアティブ―国境を超える試み―』（中央公論社、一九九五年）、多賀秀敏『自治体の国際協力』（松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『自治体の構想三 政策』二〇〇二年、二一五―二四〇頁）、プルネンドラ・ジェイン著、今村都南雄監訳『日本の自治体外交―日本外交と中央地方関係へのインパクト―』（敬文堂、二〇〇九年）などを参照した。日韓関係の緊密化と連動して急速に関係を深化させている両国の自治体間関係に焦点を当てた研究は少ない。たとえば、小林良彰編『地方自治の実証分析―日米韓三カ国の比較研究―』（慶應義塾大学出版会、一九九八年）、小原隆治・趙文富編『日韓の地方自治と地域開発』（第一書林、二〇〇五年）などは、日韓の地方自治体に関する研究成果ではあるが、いずれも比較研究であり、日韓の自治体間関係を取り扱ったものではない。日韓の自治体間関係に直接関連するものとしては、多賀秀敏編『国境を越える実験―環日本海の構想―』（有信堂高文社、一九九二年）、内藤正中編『島根県の環日本海交流―地域からの国際化―』（松江今井書店、一九九三年）、片山善博・銀持佳苗『地域間交流が外交を変える―鳥取・朝鮮半島の「ある試み」―』（光文社、二〇〇三年）などがある。とはいえ、いずれも事例紹介や事例分析の域を出ていない。日韓の民間交流に関する先行研究としては、多賀秀敏『日韓民間協力の現状と可能性―東北アジア地域における非国家行為体による協調プロセスの始動―』（大島英樹・文正仁編『日韓国際政治学の新天地―安全保障と国際協力―』（慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、二八五―三六三頁）、鄭有景『自治体外交からみた日韓関係―姉妹都市交流を中心に―』（『地域政策科学研究』二号、二〇〇五年、一三九―一六二頁）、定広由起『日本・韓国の姉妹都市提携について』（『東アジア社会教育研究』一二号、二〇〇七年、一一八―一三九頁）を参照した。

- (3) 市民社会論の現代的意味については、山口定『市民社会論―歴史的遺産と新展開―』（有斐閣、二〇〇四年）、高島通敏編『現代市民政治論』（世織書房、二〇〇三年）などを参照。
- (4) 日韓関係を政府関係以外のアクターに着目して研究することと並行して、日韓関係を東アジア全体の動向のなかで考察することも重要であろう。この点に関して参考になる研究として、田中明彦『アジアのなかの日本』（N T T出版、二〇〇七年）がある。
- (5) ここでいう自治体間交流とは、二つの自治体の間で姉妹都市協定締結を基にして、行政、議会、各種団体相互の各種の交流事業がなされることを指す。近年では、こうした自治体間交流に加えて、経済や政策面での自治体間の協力を目指す自治体間協力が展開しつつある。
- (6) 日韓の姉妹都市締結のデータについては、財団法人自治体国際化協会『日本の姉妹自治体一覽二〇〇八』を基に、同協会ホームページ（<http://www.clair.or.jp/index.html>）にアップされているPDF形式の冊子『日本の姉妹自治体一覽二〇一』及び、エクセル版の「姉妹提携一覽表」を参照にした。なお、本稿の脚注におけるウェブページの最終閲覧日は二〇一二年一月三〇日である。
- (7) 浅羽祐樹「日韓の自治体間交流と姉妹都市提携―福岡市と釜山広域市との姉妹都市化を事例に―」『財団法人福岡アジア都市研究所若手研究者研究活動助成報告書』二〇〇六年、三頁。
- (8) 竹島／独島問題研究の先行研究としては玄大松『領土ナショナリズムの誕生―「独島／竹島問題」の政治学―』（ミネルヴァ書房、二〇〇六年）、教科書問題については、石田正治「ナショナリズムと歴史認識」（菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性―冷戦後の国際秩序と歴史認識をめぐる諸問題―』凱風社、二〇一一年、一二三―一五一頁）、鄭敬娥「歴史認識をめぐる日韓摩擦の構造とその変容」（菅英輝編、前掲書、一七八―二〇三頁）、鄭根珠「日韓関係における歴史認識問題の反復―教科書問題への対応過程―」（早稲田大学出版会、二〇一一年）を参照した。
- (9) 日本の歴史教科書問題のこれまでの経緯については、三谷博編著『リーディングス日本の教育と社会⑥歴史教科書問題』日本図書センター、二〇〇七年、이신철, 한·일 근현대 역사 논쟁, 선인, 2007년,などを参照。
- (10) 『朝日新聞』一九八二年六月二六日付朝刊。
- (11) 日韓の姉妹都市締結に関しては、財団法人自治体国際化協会（CLAIR）のホームページ内の「日韓姉妹（友好）都市等提携一覽表」（<http://www.clair.or.kr/business/business.asp?np=102>）参照。
- (12) 『新編日本史』は「日本を守る国民会議」の編集による高校歴史教科書であり、一九八六年の教科書検定合格後、近隣関係に関する記述の修正がなされた。
- (13) この交流事業の概要については、日韓海峡沿岸情報ネットワークのホームページ（<http://www.net.japan-korea-straits.org/>）

index.php) 参照。

(14) 環日本海経済研究所の活動の概要については、同研究所のホームページ (<http://www.erina.or.jp/>) 参照。また、北東アジア経済会議の記録も、同ホームページに一部掲載されている。また新潟の国際交流については、市岡政夫『自治体外交―新潟の実践・友好から協力へ―』(日本経済評論社、二〇〇〇年) に詳しい。

(15) 中止や延期の事例は数多くある。二〇〇一年七月に『朝日新聞』で報じられた事業の中止や延期に関する事例を表にまとめているので参照していただきたい。

(16) 表「日韓の自治体間交流において中止や延期になった事例」を参照されたい。

(17) アンケートでは、①交流の始まり(提携時期、提携に要した期間、契機)、②交流の実態(韓国または韓国以外からの国際交流員の人数、交流事業の内容、予算の推移)、③交流事業の中止・中断の実態(有無、時期、申し入れた主体、期間、その後の展開)、④交流事業に関する自治体内の連携、⑤現在の課題および今後の取り組み、についての回答を求めた。

(18) なお、「交流事業が中止・中断された」とは、すべての事業が中止・中断されなくても、一部の交流事業が中止・中断された場合も該当するとみなした。

(19) なお、「自治体が交流を再開する」とは、中止・中断以前のすべての事業を再開しなくても、一部の交流事業でも再開した場合、これに該当するとみなした。

(20) なお、二〇〇一年や二〇〇五年よりも二〇〇八年、二〇〇九年の件数が多くなっているのは、影響の大小ではなく、アンケート調査に回答した担当者の認識の問題として捉えるべきであろう。

(21) 二〇〇一年度から二〇〇五年度までを対象にした定広由起のアンケート調査では、二〇〇二年度から二〇〇四年度に比べて、二〇〇一年度と二〇〇五年度は交流が減少していることが確認されている。その点について、定広は、「日韓における姉妹都市交流の特徴として、竹島／独島問題や歴史教科書記述問題等、国家間レベルによる日韓関係の悪化が姉妹都市交流に影響を及ぼしやすいことが挙げられる。二〇〇五年度は日韓関係の悪化により姉妹都市交流が中断された」と回答した自治体もいくつかあった」と指摘している(定広、前掲論文、一三六頁)。

(22) なお、これまで交流事業が中止または中断しなかった自治体も二二団体あった。これらの自治体は、歴史教科書問題や竹島／独島問題に影響を受けることなく交流事業を実施したのか、そもそも該当する年度に交流事業が予定されていなかったのか、今回のアンケート調査では明らかにならなかった。

(23) なお、「日韓ナショナリズムの高揚」以外に自治体間関係に影響を与えた要因についても触れておこう。これまで日韓に限らず姉妹

都市提携を結んだ自治体間関係の先行研究は、交流事業が停滞する要因について分析をおこなっている。ひとつは、財源問題である。たとえば、岩手県の姉妹都市の調査をおこなった佐藤智子は、自治体が姉妹都市交流を継続できる要因として、「資金の確保」を指摘している。(佐藤智子『自治体の姉妹都市交流』明石書店、二〇一一年、二四四―二五三頁)。財源問題は、自治体の国際交流に影響を与える要因としてこれまでたびたび指摘されてきた通り、今回のアンケート調査でも再確認されることとなった。とはいえ、財源問題は、一九九〇年代後半以降現在まで継続している要因でもあるため、交流事業が二〇〇一年、二〇〇五年、二〇〇八年に中止または中断した主要な要因とは推測できないであろう。もちろん、二〇〇四年度から二〇〇六年度にかけては「三位一体の改革」により、自治体財政はかつてないほど逼迫している。財政問題が日韓の姉妹都市交流にあたえた影響については別途検討が必要であろう。また、日韓両国における自治体の合併が自治体間関係に影響を与えている事例もある。今回のアンケート調査でも「韓国側が合併したため、今後の交流について検討が必要になると考えている」との自由記述があった。従来調査においても合併が姉妹都市交流に影響を与えた事例が指摘されている。たとえば、自治体国際化協会の西村明夫が行ったアンケート調査では、市町村合併が姉妹都市交流に及ぼす影響が指摘されている(西村明夫「市町村合併と国際交流施策」『自治体国際化フォーラム』一七一号、二〇〇四年、二二―二三頁)。

(24) 対馬市の韓国との交流については、金京一「韓国から最も近い日本・対馬」(岩下明裕編『日本の「国境問題」―現場から考える―』藤原書店、二〇一二年、二一〇―二一三頁)で紹介されている。

(25) 例えば、群馬県高崎市の事例がある(熊倉浩靖「高崎式姉妹都市政策の展開―五市間国際交流環境プログラム―」端信行、中牧弘充、総合研究開発機構編『都市空間を創造する―越境時代の文化都市論―』日本経済評論社、二〇〇六年、二七七―三〇五頁)。

〔付記〕本稿の調査研究においては、訪問調査やアンケート調査にともない関係者の方々にはご協力を頂いた。また本稿の内容の一部は、東アジア学会第二〇回記念大会(二〇一〇年一月一日開催 およびシンポジウム「日韓海峡圏におけるトランスナショナル・ネットワークの現状と未来」(二〇一二年二月八日、九州大学韓国研究センター主催)において報告し、参加者から有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝申し上げます。なお、本稿は、科学研究費補助金による調査研究の成果の一部である。

表 日韓の自治体間交流において中止や延期になった事例

自治体名（日本）	自治体名（韓国）	姉妹都市締結年、()内は市町村合併に関する情報	中止ないし延期の内容
宇都宮市	高陽市		7月未予定の市長の宇都宮市訪問中止
熊本県	慶州市		熊本県の中学との相互訪問中止
防府市	春川市	91年10月29日	陸上、少年サッカーの大会参加中止
各務原市	春川市	03年10月31日	中学生野球大会への参加中止
三重県、愛知県	南楊州市		小学生サッカークラブ招待を中止
岡山市	富川市	02年2月26日	友好都市関係樹立を延期
長崎県、佐賀県、山口県	全羅南道		「つくる会」教科書不採択を要請
鳥取県	江原道	94年11月7日	「つくる会」教科書不採択を要請
山梨県（議会）	忠清北道	92年3月27日	再修正要求
広島市	大邱市	97年5月2日	「つくる会」教科書不採択を要請
鳥取市	清州市	90年8月30日	中学生の鳥取市訪問中止
小牧市	安養市		児童交流事業の延期決定
七城町	慶州市	(05年3月、合併して菊池市に)	中学校の交流中止
泗水町	金堤市	(05年3月、合併して菊池市に)	中学生サッカー交流延期
鹿央町	慶州市	(05年1月、合併して山鹿市に)	中学生サッカー親善試合中止
矢部町	忠清南道	(05年2月、合併して山都町に)	中学生との交流中止、訪韓内容変更
中央町		(04年11月、合併して美里町に)	中学生同士の交流見送り、訪韓内容変更
牛深市	天安市		中学校訪問を含む中学生派遣を中止
南阿蘇6町村			扶餘市への中学生派遣を中止
苫小牧市	仁川市		中学生との交流中止、訪韓は実施
田尻町	堤川市	(06年3月、合併して大崎市に)	中学校との交流延期
成田市	仁川市		社会人・小学生のサッカーチーム、仁川市訪問中止
柳田村	安東市	(05年3月、合併して能登町に)	7小学校が初等学校訪問を中止
下呂町	大田市	(04年3月、合併して下呂市に)	中高生の大田市訪問を延期
豊橋市	晋州市		児童交流事業中止
城陽市	慶山市	91年1月22日	中学生派遣事業中止
岡山県	ソウル市		県立高校が修学旅行先のソウル市の高校との交流会中止
高瀬町	陝川	96年7月13日、(06年1月、合併して三豊市に)	中学生が陝川郡の訪問を延期
福岡県	麗水市		3高校が麗水国際青少年の祝祭への参加中止
上対馬町	釜山市	86年5月16日(影島区)、(04年3月、合併して対馬市に)	高校の「釜山管楽祭」への出演中止
福江市			訪韓を中止
下関市	釜山市		スポーツ3団体の釜山遠征自粛
太宰府市	扶餘邑		小中学生のホームステイ中止、訪韓は実施
有田町	慶州市		小学生のスポーツ交流中止、訪韓は実施
肥前町	金海市		小学生のホームステイ中止、釜山での民泊に切替
大口市	南海郡		韓国からの高校生ホームステイ受入延期、南海郡のサッカー大会には参加
五戸町	沃川郡		論員団訪問、沃川郡中学生の五戸訪問の中止、後に交流再開
串良町	全州市	(06年1月、合併して鹿屋市に)	小学生宅への全州市の初等学校児童のホームステイ延期

〔出典〕2001年7月の『朝日新聞』を基に筆者が作成した。